

26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名	円	円		
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額(25の計)	1	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{5}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{5}{100}$	14	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(26の計)	2	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額(12)	15	
	その他の寄附金額	3	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $(14) + (15) \times \frac{1}{2}$	16	
	計(1)+(2)+(3)	4	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2) と (14) 又は (16) のうち少ない金額	17	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	指定寄附金等の金額(1)	18	
	同上	6	対する寄附金額	19	
連結(別)寄附金(マ)	同上	同上の寄附金以外の寄附金額(4)-(19)	20		
連結親法人(別表五)	同上	金額に算入されない金額又は(13)-(17)-(18)	21		
同上	同上	者に対する寄附金額(19)	22		
同上	同上	ある法人に対する寄附金額(5)	23		
一般寄附金(カ)	同上	計(1)+(2)+(3)	24		

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の96第1項」
- ② 区分番号に、「10267」
- ③ 当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告	番	寄附金の使途	寄附金額
					25
					円
				計	

特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所	在	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
					26
					円
				計	

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所	在	特定公益信託の名称	支出金額
					円

個別帰属額の計算

連結法人名	円	円			
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28	$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$		
	その他の寄附金額	29	損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35	
	計(27)+(28)+(29)	30	$(21) \times \frac{(27) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$		
	国外関連者に対する寄附金額	31	個別帰属額 $(31) + (33) + (35)$	36	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(30)-(31)	32			
完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33				